

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が一身上の都合又は本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

入社後 1 ヶ月未満（30 日）で退職した場合・・・紹介手数料の 80%を返金

入社後 3 ヶ月未満（90 日）で退職した場合・・・紹介手数料の 50%を返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。